

# 国保の保険料(税)

国保(国民健康保険)は、病気やケガに備えて加入者が保険料(税)を出し合う相互扶助の制度です。保険料(税)の決め方や納め方について理解を深め、納付にご協力をおねがいします。

## 保険料(税)の決め方

保険の財源となる保険料(税)は、運営する保険者(市町村及び国保組合)ごとに決められます。その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険料(税)として各世帯に割り当てます。保険料(税)の割り当て方は、下記の4つの中から各保険者が決定し、一世帯当たりの保険料(税)が決まります。

### 所得割

世帯の所得に応じた計算

### 資産割

世帯の資産に応じた計算

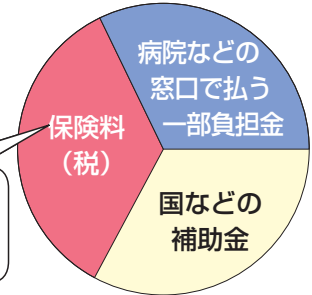
### 均等割

世帯の加入者数に応じた計算

### 平等割

一世帯当たりいくらと計算

その年度に  
予想される医療費



※後期高齢者医療制度の創設により、国保被保険者の保険料(税)が軽減される場合があります。

## 保険料(税)の納め方

- 保険料(税)を納める納付義務は、国保の加入者であるなしにかかわらず、各世帯の世帯主にあります。
- 国保に加入する資格が発生した月から納めなければなりません。届け出を出した日ではありませんので、注意しましょう。



### 年齢による納め方

40歳未満の人	40歳～65歳未満の人	65歳以上75歳未満の人	
医療分 + 後期高齢者支援金分	医療分+介護分 + 後期高齢者支援金分	医療分 + 後期高齢者支援金分	介護分
国保の保険料(税)として納付 <small>※介護保険料はかかりません</small>	合計した額を国保の 保険料(税)として納付	国保の保険料(税) として納付	介護保険料 として納付

### 世帯の国保の加入者がすべて65歳～75歳未満の人の場合

年金額が年額で18万円未満  
(介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える)

年金額が年額で18万円以上

納付書または  
口座振替で納めます

年金から天引きで納めます

※平成21年度から、年金から天引き対象の人は申請をすれば口座振替に変更できます。

## 保険料(税)を滞納すると、こんな措置がとられます。

特別な事情がないのに保険料(税)を納めないでいると、督促を受けたり、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合もあります。さらに滞納すると以下のような取り扱いを受けます。



### 1年以上滞納すると…

「被保険者資格証明書」が交付されます。この場合、医療費の支払がいったい全額自己負担となります。

※「資格証明書」が交付される世帯の中学生以下(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の被保険者には、「短期被保険者証」が交付されます。

### 1年6ヵ月以上滞納すると…

国保の給付(出産育児一時金、葬祭費など)が一時差し止められることがあります。

※財産の差し押えを受ける場合もあります。